

西条市一般コミュニティ助成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、住民が自主的に行うコミュニティ活動の推進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることを目的として、地域の自治組織（以下「団体」という。）が実施するコミュニティ活動に必要な施設又は設備の整備に関する事業に対し予算の範囲内で、市が西条市一般コミュニティ助成事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、西条市補助金等交付規則（平成16年西条市規則第40号）及び、財団法人自治総合センター（以下「自治総合センター」という。）が定めるコミュニティ助成事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付対象となる事業は、実施要綱に定める一般コミュニティ助成事業で自治総合センターが認定した事業とする。

(補助金額)

第3条 補助金額は、100万円から250万円までの範囲で、自治総合センターが認定した金額とする。

(事業計画)

第4条 この告示の適用を受けて第2条に掲げる事業を行おうとする団体は、一般コミュニティ助成事業計画書（別記様式）を市長に提出しなければならない。

(その他)

第5条 この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成22年4月5日から施行する。